



# 宮 崎 県 公 報

平成23年6月6日(月曜日) 第 2291 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定……………(障害福祉課) 1	頁
○林業種苗生産事業者の登録……………(森林経営課) 1	
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(3件)……………( “ ) 2	
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)…(商業支援課) 2	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………( “ ) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出(5件)……(農村整備課) 4	
○土地改良区連合の役員の就任の届出……………( “ ) 6	
○県営土地改良事業計画の策定……………( “ ) 6	

○県営土地改良事業の工事の完了……………(農村整備課) 7	
○落札者等の公告……………7	
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○政党その他の政治団体の設立及び異動並びに解散の届出……………7	
○解散した政治団体の収支報告書の要旨……………9	
○資金管理団体の届出事項の異動及び指定取消の届出……………16	
○平成20年分及び平成21年分の収支報告書の要旨の一部訂正……………16	
<b>雑 報</b>	
○第9次宮崎県交通安全計画の要旨の公表……………17	
<b>正 誤</b>	
○平成23年3月31日付け県公報(号外第37号)中……………18	
○平成23年4月7日付け県公報(第2274号)中……………18	

## 告 示

### 宮崎県告示第 442号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
とも薬局青葉店	宮崎市	薬局	平成23年6月1日

### 宮崎県告示第 443号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1281	有限会社 中村 代表取締役 中村 干城 都城市山田町山田 3373番地 1	採取	幼苗の 育成	有限会社 中村 代表取締役 中村 干城 都城市山田町山田 3373番地 1

### 宮崎県告示第 444号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年6月6日から平成23年6月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
18	県道	荒武新 富線	西都市大字 岡富字後藤 地1134番4 地先から同 市同大字同 字1135番1 地先まで	旧	13.8~ 22.0	56.5
				新	17.2~ 27.0	56.5

### 宮崎県告示第 445号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年6月6日から平成23年6月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1656番1地 先から同郡 同村同大字 同字1682番 35地先まで	旧	5.4～ 20.2	129.7
				新	6.3～ 29.4	112.4

**宮崎県告示第 446号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 6 日から平成23年 6 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番35地 先から同郡 同村同大字 同字1682番 35地先まで	旧	5.5～ 22.3	78.7
				新	6.4～ 29.5	61.2

**宮崎県告示第 447号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 6 日から平成23年 6 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
18	県道	荒武新 富線	西都市大字 岡富字後藤 地1134番 4 地先から同 市同大字同 字1135番 1 地先まで	平成23年 6 月 6 日

**宮崎県告示第 448号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 6 日から平成23年 6 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1656番1地 先から同郡 同村同大字 同字1682番 35地先まで	平成23年 6 月 6 日

**宮崎県告示第 449号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 6 月 6 日から平成23年 6 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字坂本 1682番35地 先から同郡 同村同大字 同字1682番 35地先まで	平成23年 6 月 6 日

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店  
宮崎市大字島之内字境田6358番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄  
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城政雄  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号  
(変更後) マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

4 変更の年月日  
平成22年5月8日

5 変更した理由  
設置者及び小売業者の代表者変更のため

6 届出年月日  
平成23年5月26日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成23年6月6日から平成23年10月6日まで

8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課  
(2) 期間  
平成23年6月6日から平成23年10月6日まで

9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ島之内店・ダイソー島之内店  
宮崎市大字島之内字境田6358番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二  
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号  
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈  
広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
① 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 北側建物南側 (No.1) 40㎡  
南側建物南側 (No.2) 50㎡  
合計 90㎡  
(変更後) 北側建物南側 (No.1) 40㎡  
南側建物南側 (No.2) 50㎡  
北側建物西側 (No.3) 36㎡  
合計 126㎡  
(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前) 荷さばき施設 (No.1) 午前6時～午後10時  
荷さばき施設 (No.2) 午前6時～午後10時  
(変更後) 荷さばき施設 (No.1) 24時間  
荷さばき施設 (No.2) 午前6時～午後10時  
荷さばき施設 (No.3) 午後10時～午前9時

4 変更する年月日  
(1) 平成24年1月27日  
(2) 平成23年5月27日

5 変更する理由  
営業施策のため

6 届出年月日  
平成23年5月26日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成23年6月6日から平成23年10月6日まで

8 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課  
(2) 期間  
平成23年6月6日から平成23年10月6日まで

9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに

に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ西都店  
西都市岡富 863番地 外7筆
- 2 意見の概要  
意見を有しない
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年6月6日から平成23年7月6日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	松山和孝	宮崎市田野町乙2045
監事	関師保光	宮崎市佐土原町上那珂4995

（任期：平成25年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	清則幸	宮崎市霧島3丁目77番地4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事長	布施利男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地

副理事長	小田原久典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理事	長嶺一司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理事	山内一豊	宮崎市南花ヶ島町 200番地
理事	喜多守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地1
理事	末政輝弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地 末政アパート 101号
理事	岡上忠弘	宮崎市花ヶ島町赤江町1293番地1
理事	古澤廣海	宮崎市花ヶ島町屋形町1220番地2
理事	加賀正浩	宮崎市下北方町戸林5289番地2
理事	大野重光	宮崎市下北方町下郷5984番地
理事	弘松義幸	宮崎市神宮東3丁目8番15号
理事	押川巧	宮崎市大橋3丁目 220番地
理事	日高順一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地
理事	児玉静雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地
総括監事	明坂隆生	宮崎市神宮西1丁目71番地1
監事	田中幸男	宮崎市東大宮1丁目12番26号

（任期：平成25年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事長	長友正	宮崎市花ヶ島町赤江町1301番地
副理事長	小田原久典	宮崎市花ヶ島町赤江町1326番地
理事	長嶺一司	宮崎市花ヶ島町赤江町1340番地
理事	山内英夫	宮崎市南花ヶ島町 176番地
理事	喜多守	宮崎市花ヶ島町南赤江町2091番地1
理事	田中幸男	宮崎市東大宮1丁目12番26号
理事	末政輝弘	宮崎市花ヶ島町立野1987番地 末政アパート101号
理事	西森洋光	宮崎市花ヶ島町赤江町1362番地

理事	椎 恒 徳	宮崎市下北方町源野5626番地 1	理事	齊 藤 豊 実	宮崎市佐土原町東上那珂 10085番地
理事	大 野 重 光	宮崎市下北方町下郷5984番地	理事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
理事	弘 松 義 幸	宮崎市神宮東 3 丁目 8 番15号	監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
理事	押 川 巧	宮崎市大橋 3 丁目 220番地	監 事	橋 口 司	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地
理事	日 高 順 一	宮崎市池内町大瀬戸4208番地			
理事	児 玉 静 雄	宮崎市吉村町浮之城甲92番地			
総括監事	布 施 利 男	宮崎市花ヶ島町赤江町1371番地			
監 事	明 坂 隆 生	宮崎市神宮西 1 丁目71番地 1			

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、綾町土地改良区（綾町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	前 田 穰	綾町大字南俣2387番地 1
副理事長	齊 藤 悦 男	綾町大字南俣 770番地
理 事	西 田 久 雄	綾町大字北俣1171番地イ号
理 事	福 永 宏 文	綾町大字入野2845番地 3
理 事	尾 村 源 男	綾町大字入野3977番地 3
理 事	畠 中 征 郎	綾町大字入野1287番地イ号 2
理 事	陶 国 正 紀	綾町大字南俣1204番地
総括監事	黒 木 幸 明	綾町大字南俣2524番地
監 事	高 橋 武 彦	綾町大字北俣 992番地イー 1

（任期：平成26年 3 月28日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	前 田 穰	綾町大字南俣2387番地 1
副理事長	齊 藤 悦 男	綾町大字南俣 770番地
理 事	陶 国 正 紀	綾町大字南俣1204番地
理 事	福 永 宏 文	綾町大字入野2845番地 3
理 事	尾 村 源 男	綾町大字入野3977番地 3
理 事	西 田 久 雄	綾町大字北俣1171番地イ号

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、新木土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	根 井 修	宮崎市佐土原町東上那珂9862番地
理 事	齊 藤 良 富	宮崎市佐土原町東上那珂9615番地
理 事	清 敏 治	宮崎市佐土原町東上那珂 10260番地
理 事	赤 池 久 利	宮崎市佐土原町東上那珂9499番地
監 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	橋 口 司	宮崎市佐土原町東上那珂9563番地

（任期：平成25年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	岩 切 恵 一	宮崎市佐土原町東上那珂9495番地の 1
理 事	齊 藤 良 富	宮崎市佐土原町東上那珂9615番地



理 事	畠 中 征 郎	綾町大字入野1287番地イ号2
総括監事	時 任 正 敏	綾町大字北俣1279番地 2
監 事	黒 木 幸 明	綾町大字南俣2524番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	日 高 強	国富町大字深年3089番地 1
副理事長	西 親 秋	綾町大字入野 820番地
理 事	杉 尾 林	西都市大字荒武3345番地 1
理 事	三 浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地 1
理 事	落 合 信 吾	国富町大字深年5054番地 1
理 事	武 田 吉 則	国富町大字須志田 410番地
理 事	奥 野 光	西都市大字上三財1277番地
理 事	矢 野 義 光	国富町大字八代北俣1965番地
理 事	大 西 猛 己	国富町大字三名3957番地
理 事	日 高 康 雄	西都市大字山田4672番地
理 事	宇 野 美志男	西都市大字下三財2540番地 1
理 事	日 高 登 久	西都市大字下三財8558番地 1
理 事	福 田 誠	宮崎市佐土原町下那珂2953番地50
理 事	高 橋 武 彦	綾町大字北俣 992番地イ - 1
総括監事	若 松 昭 雄	国富町大字八代北俣2805番地 2
監 事	塩 谷 交 秋	西都市大字下三財1869番地
監 事	阿久根 清 見	綾町大字北俣1740番地 3

（任期：平成27年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	日 高 強	国富町大字深年3089番地 1
副理事長	根 井 勝 美	宮崎市佐土原町下那珂1929番地 1
理 事	緒 方 昭 三	西都市大字下三財7515番地
理 事	西 親 秋	綾町大字入野 820番地
理 事	原 口 忠 義	国富町大字深年5644番地 1
理 事	武 田 吉 則	国富町大字須志田 410番地
理 事	奥 野 光	西都市大字上三財1277番地
理 事	矢 野 義 光	国富町大字八代北俣1965番地
理 事	押 川 正 明	西都市大字山田4603番地
理 事	大 西 猛 己	国富町大字三名3957番地
理 事	松 浦 満	西都市大字加勢2193番地
理 事	岡 田 諭	西都市大字荒武3300番地
理 事	三 浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地 1
理 事	高 橋 武 彦	綾町大字北俣 992番地イ - 1
総括監事	緒 方 俊 昭	国富町大字八代南俣3887番地
監 事	外 山 由 行	宮崎市佐土原町西上那珂4719番地
監 事	甲 斐 俊 男	西都市大字荒武3494番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、金丸堰土地改良区連合（新富町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

役名	氏 名	住 所
理 事	比江島 寛	新富町大字新田 11522番地

1 就任した役員

（任期：平成24年 3 月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により

、矢立地区県営土地改良事業(椎葉村、中山間地域総合整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成23年6月6日から平成23年7月4日まで
- 縦覧場所  
椎葉村役場農林振興課内

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
高浜	宮崎市	畑地帯総合整備事業	平成22年5月24日
備後上・下	宮崎市	ため池等整備事業	平成22年8月10日
浦之名	宮崎市	経営体育成基盤整備事業	平成22年12月20日
冷窪	宮崎市	ため池等整備事業	平成23年2月24日
細江北ノ迫	宮崎市	ため池等整備事業	平成23年3月18日

#### 1 設立届

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中津克司後援会	河野 紘心	蜷川 政美	児湯郡川南町大字平田1390-1	平成23年3月1日
日高てつや後援会	松谷 俊彦	松村 智樹	宮崎市城ヶ崎2丁目7番地12	平成23年3月4日
増永逸雄を応援する会	塩崎 幸雄	増永 幸子	児湯郡新富町大字新田15640-1	平成23年3月8日
堀口三千年後援会	甲斐 次男	堀口 結子	串間市大字西方3374-8	平成23年3月11日
日本弁護士政治連盟宮崎県支部	田中 寛	大迫 敏輝	宮崎市旭1丁目8番28号宮崎県弁護士会内	平成23年3月23日
西都市西児湯医師連盟	兒玉 健二	杉尾 克徳	西都市大字妻1536番地	平成23年3月25日
池辺よしのり後援会	轟木 博	廣瀬 和浩	北諸県郡三股町長田5268	平成23年3月29日
武田秀一後援会	内田 正樹	奥村 秀光	串間市大字奈留6552-1	平成23年3月30日
博扇会	宝田 進	三輪 香代子	児湯郡都農町大字川北13208	平成23年3月30日

#### 2 異動届

○政党

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党宮崎市支部	代表者	橋邊 忠司	和田 稲雄	平成23年3月31日

○その他の政治団体

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成23年6月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
光ファイバ心線貸借及び保守業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成23年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
九州通信ネットワーク株式会社 福岡市中央区天神1丁目12番20号
- 随意契約に係る契約金額  
129,843,000円
- 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項及び第7条並びに第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立及び異動並びに解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

政治団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
いなだまさゆき後援会	主たる事務所の所在地	延岡市土々呂町4丁目41 44	延岡市土々呂町5丁目12 46	平成23年3月4日
	代 表 者	平 田 実	富 山 富 則	
黒木正一後援会	主たる事務所の所在地	東臼杵郡諸塚村大字家代 4364-4番地	東臼杵郡諸塚村大字家代 2640-4番地	平成23年3月4日
	代 表 者	西 田 喜 一 郎	藤 岡 一 生	
前本ひさと育政会	主たる事務所の所在地	宮崎市大字浮田3121-1 コダマビル1F1号	宮崎市大塚町大迫南平44 41	平成23年3月7日
日本商工連盟宮崎県地区連合会	代 表 者	米 良 充 典	清 本 英 男	平成23年3月8日
平安会	代 表 者	平 野 安 志	松 山 寛 一	平成23年3月8日
一ノ瀬良尚後援会	会 計 責 任 者	原 田 富 雄	川 崎 俊 夫	平成23年3月10日
清武フロンティアの会	主たる事務所の所在地	宮崎市清武町今泉丙 654 番地	宮崎市清武町木原5912番 地ロ	平成23年3月10日
	代 表 者	坂 本 修 二	松 田 義 則	
	会 計 責 任 者	神 河 義 澄	矢 野 圭 一	
坂元啓一後援会	会 計 責 任 者	仁 木 克 人	門 川 重 信	平成23年3月14日
都城地区建設業政治連盟	代 表 者	堀之内 芳 久	清 水 安 次	平成23年3月15日
川口和也後援会	代 表 者	川 口 一 二 三	田 中 貞 夫	平成23年3月16日
	会 計 責 任 者	川 口 一 二 三	外 山 孝	
野崎広海後援会	会 計 責 任 者	時 任 英 昭	野 崎 恵 美	平成23年3月16日
蛸原千年後援会	代 表 者	杉 田 久 俊	釈 迦 郡 雅 嗣	平成23年3月17日
日本薬業政治連盟宮崎県支部	代 表 者	小 玉 康 二	大 町 恒 夫	平成23年3月17日
	会 計 責 任 者	小 玉 康 二	大 町 恒 夫	
ひだか光浩後援会	代 表 者	坂 口 治 利	大 迫 純 憲	平成23年3月18日
宮崎市郡医師連盟	会 計 責 任 者	山 村 善 教	岡 田 光 司	平成23年3月18日
松田みつお後援会	会 計 責 任 者	松 田 一 美	真 光 孝 幸	平成23年3月24日
蛸原千年後援会	会 計 責 任 者	蛸 原 千 年	梅 木 俊 幸	平成23年3月25日
富井寿一後援会	代 表 者	富 井 秋 生	徳 永 幸 治	平成23年3月25日
西都市西児湯医師連盟	代 表 者	兒 玉 健 二	大 塚 直 純	平成23年3月25日
	会 計 責 任 者	杉 尾 克 徳	水 田 雅 久	
緒方なおき後援会	代 表 者	緒 方 眞 樹	緒 方 眞 也	平成23年3月28日
宮崎県家畜商政治連盟	会 計 責 任 者	久 留 貞 洋	福 永 初	平成23年3月28日
川口敏治後援会	代 表 者	鈴 木 常 磐	上 田 哲 士	平成23年3月29日
図師ひろき応援団	主たる事務所の所在地	児湯郡木城町大字川原 8 24-3	児湯郡木城町大字川原 8 23-1	平成23年3月29日
	代 表 者	中 竹 義 一	黒 木 伝	
二見康之後援会	会 計 責 任 者	下 沖 裕 司	二 見 知 慧	平成23年3月29日
宮崎県歯科医師連盟西都児湯支部	主たる事務所の所在地	西都市妻町1丁目50番地	児湯郡新富町富田南1丁 目36番地	平成23年3月29日
山下博三後援会	会 計 責 任 者	土 持 純 市	山 下 景 三	平成23年3月29日
明日を考える会	主たる事務所の所在地	都城市妻ヶ丘町48-12	都城市東町14街区9号	平成23年3月30日
かい登後援会	主たる事務所の所在地	日南市吾田東8丁目8番 地51	日南市北郷町郷之原甲36 26-ロ	平成23年3月30日
ひご正弘後援会	主たる事務所の所在地	小林市細野1259-4	小林市細野2384-1	平成23年3月30日



押川よしひろ後援会	代 表 者	細 元 正 市	押 川 善 智	平成23年3月31日
中川義行後援会	会 計 責 任 者	益 田 康 一	西 松 久 子	平成23年3月31日

## 3 解散届

○政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
改革クラブ宮崎県第一支部	松 下 新 平	田 中 宗 樹	宮崎市橋通東1-5-8 グリーンリッチホテル宮崎 203号	平成23年3月9日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
内田喜基後援会	古小路 義 信	内 田 五 鈴	延岡市平原町2丁目1384-1	平成23年3月8日
平安会	平 野 安 志	上 原 明 継	宮崎市田野町乙9402-2	平成23年3月8日
小嶋明夫後援会	田 原 昭 典	小 嶋 光 子	児湯郡川南町大字川南2948-3	平成23年3月9日
矢野おさむ後援会	矢 野 治	矢 野 幸 子	宮崎市田野町乙4402-3	平成23年3月10日
松浦さとし後援会	川 越 五 月 男	海 老 原 均	宮崎市大字浮田3223	平成23年3月16日
県都光政会	津 村 重 光	河 野 正 和	宮崎市船塚3丁目82-1	平成23年3月22日
県都宮崎を豊かにする会	津 村 重 光	河 野 正 和	宮崎市船塚3丁目82-1	平成23年3月22日
新生延岡を応援する会	石 坂 雅 彦	木 村 英 弘	延岡市昭和町1-12-5	平成23年3月22日
津村重光後援会	津 村 重 光	河 野 正 和	宮崎市船塚3丁目82-1	平成23年3月22日
矢野友子後援会	岩 切 京 子	矢 野 美 千 代	児湯郡高鍋町大字北高鍋4897	平成23年3月23日
山口昭二後援会	岩 崎 毅	池 田 歳 光	延岡市北浦町宮野浦 383-1	平成23年3月23日
猪倉照央後援会	初 田 修 一 郎	黒 木 稔	東臼杵郡門川町大字川内4298	平成23年3月24日
津曲牧子後援会	津 曲 牧 子	津 曲 智 邦	児湯郡高鍋町大字北高鍋4581-3	平成23年3月24日
頑張る宮崎の会	佐 藤 智 之	江 川 龍 二	宮崎市大塚台西2丁目5-6	平成23年3月25日
児玉義雄後援会	児 玉 義 雄	戸 川 茂 紀	児湯郡新富町大字上富田2135番地1	平成23年3月25日
西都市西児湯医師連盟	児 玉 健 二	杉 尾 克 徳	西都市大字妻1536番地	平成23年3月25日
阪元勝久後援会	岩 切 正 次	永 倉 勲	日南市南郷町中村乙7051番地 324	平成23年3月25日
中馬章一後援会	佐 藤 智 之	江 川 龍 二	宮崎市大塚台西2丁目5-6	平成23年3月25日
今西光正後援会	今 西 勝 景	今 西 初 信	西諸県郡高原町大字広原3968番地1	平成23年3月28日
鈴木三郎後援会	黒 木 辰 義	鈴 木 康 子	日向市大字富高6989-7	平成23年3月28日
鬼束やす後援会	黒 木 直 次	鬼 束 清 身	宮崎市清武町木原 503-27	平成23年3月29日
川口敏治後援会	鈴 木 常 磐	鈴 木 常 磐	日南市大字萩之嶺1420-5	平成23年3月29日
堀さちこ後援会	溝 口 月 夫	武 田 則 光	東諸県郡国富町大字本庄下馬場4459-6	平成23年3月29日
吉野学後援会	中 原 幸 典	落 合 哲 哉	東諸県郡国富町大字本庄4529-5	平成23年3月31日

## 宮崎県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、解散した政治団体の代表者及び会計責任者から提出された収入及び支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成23年6月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(政党)

政治団体の名称 改革クラブ宮崎県第一支部  
(平成22年分)

## 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,553,523円
ア 前年繰越額	9,643,823円
イ 本年收入額	909,700円
(2) 支出総額	10,553,523円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
カ その他の収入	909,700円
合 計	909,700円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	2,125,221円

(ア) 人件費	1,271,307円	小計	46,900円
(イ) 光熱水費	24,501円	(2) 支出の内訳	
(ウ) 備品・消耗品費	300,476円	ア 経常経費	46,900円
(エ) 事務所費	528,937円	(イ) 光熱水費	18,400円
イ 政治活動費	8,428,302円	(エ) 事務所費	28,500円
(ア) 組織活動費	1,063,672円	合 計	46,900円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	110,435円	政治団体の名称	矢野おさむ後援会
a 機関紙誌の発行事業費	105,086円	(平成22年分)	
b 宣伝事業費	5,349円	1 収入・支出の総額	
(エ) 調査研究費	5,000円	(1) 収入総額	1,012円
(オ) 寄附・交付金	3,410,327円	ア 前年繰越額	1,012円
(カ) その他の経費	3,838,868円	イ 本年收入額	0円
合 計	10,553,523円	(2) 支出総額	0円
(その他の政治団体)		(平成23年分)	
政治団体の名称	内田喜基後援会	1 収入・支出の総額	
(平成22年分)		(1) 収入総額	1,012円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	1,012円
(1) 収入総額	0円	イ 本年收入額	0円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出総額	0円
イ 本年收入額	0円	政治団体の名称	松浦さとし後援会
(2) 支出総額	0円	(平成23年分)	
政治団体の名称	平安会	1 収入・支出の総額	
(平成22年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額	33,895円	イ 本年收入額	0円
ア 前年繰越額	33,895円	(2) 支出総額	0円
イ 本年收入額	0円	政治団体の名称	県都光政会
(2) 支出総額	0円	(平成22年分)	
(平成23年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	1,353,199円
(1) 収入総額	33,895円	ア 前年繰越額	19,679円
ア 前年繰越額	33,895円	イ 本年收入額	1,333,520円
イ 本年收入額	0円	(2) 支出総額	1,353,199円
(2) 支出総額	0円	2 収入・支出の内訳	
政治団体の名称	小嶋明夫後援会	(1) 収入の内訳	
(平成22年分)		ア 個人の負担する党費又は会費	1,333,520円
1 収入・支出の総額			78人
(1) 収入総額	46,900円	合 計	1,333,520円
ア 前年繰越額	0円	(2) 支出の内訳	
イ 本年收入額	46,900円	ア 経常経費	195,402円
(2) 支出総額	46,900円	(ウ) 備品・消耗品費	40,747円
2 収入・支出の内訳		(エ) 事務所費	154,655円
(1) 収入の内訳		イ 政治活動費	1,157,797円
イ 寄附		(ア) 組織活動費	157,797円
(ア) 個人からの寄附	46,900円	(オ) 寄附・交付金	1,000,000円
合 計	46,900円	合 計	1,353,199円
[寄附の内訳]		政治団体の名称	県都宮崎を豊かにする会
ア 個人からの寄附		(平成22年分)	
小嶋 明夫	46,900円	1 収入・支出の総額	

(1) 収入総額	432,607円	小計	1,000,000円
ア 前年繰越額	432,607円	(2) 支出の内訳	
イ 本年収入額	0円	ア 経常経費	1,391,548円
(2) 支出総額	432,607円	ウ 備品・消耗品費	438,925円
2 収入・支出の内訳		エ 事務所費	952,623円
(2) 支出の内訳		イ 政治活動費	880,975円
ア 経常経費	373,671円	ウ 組織活動費	880,975円
ウ 備品・消耗品費	303,164円	合 計	2,272,523円
エ 事務所費	70,507円	政治団体の名称	矢野友子後援会
イ 政治活動費	58,931円	(平成22年分)	
ウ 組織活動費	58,931円	1 収入・支出の総額	
合 計	432,602円	(1) 収入総額	11,039円
政治団体の名称	新生延岡を応援する会	ア 前年繰越額	1,039円
(平成22年分)		イ 本年収入額	10,000円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	11,000円
(1) 収入総額	184,263円	2 収入・支出の内訳	
ア 前年繰越額	1,970円	イ 寄附	
イ 本年収入額	182,293円	ウ 個人からの寄附	10,000円
(2) 支出総額	184,263円	合 計	10,000円
2 収入・支出の内訳		[寄附の内訳]	
(1) 収入の内訳		ア 個人からの寄附	
イ 寄附		矢野 友子	10,000円
ウ 政治団体からの寄附	182,293円	小計	10,000円
合 計	182,293円	(2) 支出の内訳	
[寄附の内訳]		イ 政治活動費	11,000円
ウ 政治団体からの寄附		ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	11,000円
すどう正治と新しい延岡を創る会 (正新会)	162,293円	ア 機関紙誌の発行事業費	11,000円
宮崎県延岡市		合 計	11,000円
その他	20,000円	政治団体の名称	山口昭二後援会
小計	182,293円	(平成22年分)	
(2) 支出の内訳		1 収入・支出の総額	
ア 経常経費	8,985円	(1) 収入総額	61,262円
ウ 備品・消耗品費	8,985円	ア 前年繰越額	61,262円
イ 政治活動費	175,278円	イ 本年収入額	0円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	175,278円	(2) 支出総額	0円
バ 宣伝事業費	175,278円	(平成23年分)	
合 計	184,263円	1 収入・支出の総額	
政治団体の名称	津村重光後援会	(1) 収入総額	61,262円
(平成22年分)		ア 前年繰越額	61,262円
1 収入・支出の総額		イ 本年収入額	0円
(1) 収入総額	2,272,523円	(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	1,272,523円	政治団体の名称	猪倉照央後援会
イ 本年収入額	1,000,000円	(平成22年分)	
(2) 支出総額	2,272,523円	1 収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳		(1) 収入総額	281円
(1) 収入の内訳		ア 前年繰越額	281円
イ 寄附		イ 本年収入額	0円
ウ 政治団体からの寄附	1,000,000円	(2) 支出総額	281円
合 計	1,000,000円	2 収入・支出の内訳	
[寄附の内訳]		(2) 支出の内訳	
ウ 政治団体からの寄附			
県都光政会	1,000,000円		
宮崎県宮崎市			



(ニ) 事務所費	100,000円	(ア) 組織活動費	142,000円
イ 政治活動費	192,829円	(オ) 寄附・交付金	100,000円
(ア) 組織活動費	192,829円	合 計	873,200円
合 計	527,329円		
3 資産等の内訳		(平成17年分)	
(5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金	1,017,752円	1 収入・支出の総額	
		(1) 収入総額	914,518円
(平成15年分)		ア 前年繰越額	404,511円
1 収入・支出の総額		イ 本年収入額	510,007円
(1) 収入総額	940,417円	(2) 支出総額	420,000円
ア 前年繰越額	156,416円	2 収入・支出の内訳	
イ 本年収入額	784,001円	(1) 収入の内訳	
(2) 支出総額	899,465円	ア 個人の負担する党費又は会費	510,000円
2 収入・支出の内訳			46人
(1) 収入の内訳		カ その他の収入	7円
ア 個人の負担する党費又は会費	784,000円	10万円未満の収入	7円
	48人	合 計	510,007円
カ その他の収入	1円	(2) 支出の内訳	
10万円未満の収入	1円	ア 経常経費	320,000円
合 計	784,001円	(ア) 人件費	20,000円
(2) 支出の内訳		(イ) 光熱水費	100,000円
ア 経常経費	346,465円	(ウ) 備品・消耗品費	100,000円
(ア) 人件費	45,000円	(ニ) 事務所費	100,000円
(イ) 光熱水費	100,000円	イ 政治活動費	100,000円
(ウ) 備品・消耗品費	101,465円	(オ) 寄附・交付金	100,000円
(ニ) 事務所費	100,000円	合 計	420,000円
イ 政治活動費	553,000円		
(ア) 組織活動費	153,000円	(平成18年分)	
(オ) 寄附・交付金	400,000円	1 収入・支出の総額	
合 計	899,465円	(1) 収入総額	974,575円
3 資産等の内訳		ア 前年繰越額	494,518円
(5) 預金若しくは貯金又は郵便貯金	1,017,752円	イ 本年収入額	480,057円
		(2) 支出総額	300,000円
(平成16年分)		2 収入・支出の内訳	
1 収入・支出の総額		(1) 収入の内訳	
(1) 収入総額	1,277,711円	ア 個人の負担する党費又は会費	480,000円
ア 前年繰越額	40,952円		41人
イ 本年収入額	1,236,759円	カ その他の収入	57円
(2) 支出総額	873,200円	10万円未満の収入	57円
2 収入・支出の内訳		合 計	480,057円
(1) 収入の内訳		(2) 支出の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	219,000円	ア 経常経費	300,000円
	45人	(イ) 光熱水費	100,000円
カ その他の収入	1,017,759円	(ウ) 備品・消耗品費	100,000円
定期預金解約	1,017,752円	(ニ) 事務所費	100,000円
10万円未満の収入	7円	合 計	300,000円
合 計	1,236,759円		
(2) 支出の内訳		(平成19年分)	
ア 経常経費	631,200円	1 収入・支出の総額	
(ア) 人件費	40,000円	(1) 収入総額	1,146,541円
(イ) 光熱水費	100,000円	ア 前年繰越額	674,575円
(ウ) 備品・消耗品費	100,000円	イ 本年収入額	471,966円
(ニ) 事務所費	391,200円	(2) 支出総額	520,711円
イ 政治活動費	242,000円	2 収入・支出の内訳	



(1) 収入の内訳		(ニ) 事務所費	100,000円
ア 個人の負担する党費又は会費	471,000円	イ 政治活動費	100,000円
	45人	(ホ) 寄附・交付金	100,000円
カ その他の収入	966円	合 計	435,000円
10万円未満の収入	966円		
合 計	471,966円	(平成22年分)	
(2) 支出の内訳		1 収入・支出の総額	
ア 経常経費	320,711円	(1) 収入総額	1,225,246円
(イ) 光熱水費	100,000円	ア 前年繰越額	790,921円
(ウ) 備品・消耗品費	100,000円	イ 本年收入額	434,325円
(ニ) 事務所費	120,711円	(2) 支出総額	300,000円
イ 政治活動費	200,000円	2 収入・支出の内訳	
(ホ) 寄附・交付金	200,000円	(1) 収入の内訳	
合 計	520,711円	ア 個人の負担する党費又は会費	434,000円
			43人
(平成20年分)		カ その他の収入	325円
1 収入・支出の総額		10万円未満の収入	325円
(1) 収入総額	1,082,211円	合 計	434,325円
ア 前年繰越額	625,830円	(2) 支出の内訳	
イ 本年收入額	456,381円	ア 経常経費	300,000円
(2) 支出総額	305,000円	(イ) 光熱水費	100,000円
2 収入・支出の内訳		(ウ) 備品・消耗品費	100,000円
(1) 収入の内訳		(ニ) 事務所費	100,000円
ア 個人の負担する党費又は会費	455,000円	合 計	300,000円
	39人		
カ その他の収入	1,381円	(平成23年分)	
10万円未満の収入	1,381円	1 収入・支出の総額	
合 計	456,381円	(1) 収入総額	1,007,341円
(2) 支出の内訳		ア 前年繰越額	925,246円
ア 経常経費	305,000円	イ 本年收入額	82,095円
(ア) 人件費	5,000円	(2) 支出総額	0円
(イ) 光熱水費	100,000円	2 収入・支出の内訳	
(ウ) 備品・消耗品費	100,000円	(1) 収入の内訳	
(ニ) 事務所費	100,000円	ア 個人の負担する党費又は会費	82,000円
合 計	305,000円		49人
(平成21年分)		カ その他の収入	95円
1 収入・支出の総額		10万円未満の収入	95円
(1) 収入総額	1,225,921円	合 計	82,095円
ア 前年繰越額	777,211円		
イ 本年收入額	448,710円	政治団体の名称 阪元勝久後援会	
(2) 支出総額	435,000円	(平成22年分)	
2 収入・支出の内訳		1 収入・支出の総額	
(1) 収入の内訳		(1) 収入総額	50,359円
ア 個人の負担する党費又は会費	448,000円	ア 前年繰越額	50,342円
	38人	イ 本年收入額	17円
カ その他の収入	710円	(2) 支出総額	0円
10万円未満の収入	710円	2 収入・支出の内訳	
合 計	448,710円	(1) 収入の内訳	
(2) 支出の内訳		カ その他の収入	17円
ア 経常経費	335,000円	10万円未満の収入	17円
(ア) 人件費	35,000円	合 計	17円
(イ) 光熱水費	100,000円		
(ウ) 備品・消耗品費	100,000円	政治団体の名称 中馬章一後援会	

(平成22年分)		ア 前年繰越額	0円
1 収入・支出の総額		イ 本年収入額	0円
(1) 収入総額	630,000円	(2) 支出総額	0円
ア 前年繰越額	0円	政治団体の名称	鈴木三郎後援会
イ 本年収入額	630,000円	(平成22年分)	
(2) 支出総額	494,343円	1 収入・支出の総額	
2 収入・支出の内訳		(1) 収入総額	0円
(1) 収入の内訳		ア 前年繰越額	0円
イ 寄附		イ 本年収入額	0円
ア 個人からの寄附	330,000円	(2) 支出総額	0円
エ 借入金	300,000円	(平成23年分)	
合 計	630,000円	1 収入・支出の総額	
[寄附の内訳]		(1) 収入総額	0円
ア 個人からの寄附		ア 前年繰越額	0円
その他	330,000円	イ 本年収入額	0円
小計	330,000円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出の内訳		政治団体の名称	鬼東やす後援会
ア 経常経費	85,883円	(平成22年分)	
ウ 備品・消耗品費	75,403円	1 収入・支出の総額	
エ 事務所費	10,480円	(1) 収入総額	0円
イ 政治活動費	408,460円	ア 前年繰越額	0円
ア 組織活動費	250,960円	イ 本年収入額	0円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	157,500円	(2) 支出総額	0円
b 宣伝事業費	157,500円	(平成23年分)	
合 計	494,343円	1 収入・支出の総額	
(平成23年分)		(1) 収入総額	0円
1 収入・支出の総額		ア 前年繰越額	0円
(1) 収入総額	381,657円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	135,657円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	246,000円	政治団体の名称	川口敏治後援会
(2) 支出総額	381,657円	(平成22年分)	
2 収入・支出の内訳		1 収入・支出の総額	
(1) 収入の内訳		(1) 収入総額	76,511円
イ 寄附		ア 前年繰越額	76,511円
ア 個人からの寄附	246,000円	イ 本年収入額	0円
合 計	246,000円	(2) 支出総額	48,000円
[寄附の内訳]		2 収入・支出の内訳	
ア 個人からの寄附		イ 政治活動費	48,000円
その他	246,000円	ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	48,000円
小計	246,000円	a 機関紙誌の発行事業費	48,000円
(2) 支出の内訳		合 計	48,000円
ア 経常経費	2,107円	(平成23年分)	
ウ 備品・消耗品費	2,107円	1 収入・支出の総額	
イ 政治活動費	379,550円	(1) 収入総額	28,511円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業費	77,750円	ア 前年繰越額	28,511円
b 宣伝事業費	77,750円	イ 本年収入額	0円
カ その他の経費	301,800円	(2) 支出総額	28,511円
合 計	381,657円	2 収入・支出の内訳	
政治団体の名称	今西光正後援会		
(平成22年分)			
1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額	0円		

イ 政治活動費	28,511円
(ウ) 関紙誌の発行その他の事業費	28,511円
a 機関紙誌の発行事業費	28,511円
合 計	28,511円

政治団体の名称 堀さちこ後援会  
(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 吉野学後援会

- 1 異動届  
○その他の政治団体

資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 後	異 動 前	届出年月日
新しい仲間をつくる会	公 職 の 種 類	宮 崎 県 議 会 議 員	串 間 市 長	平成23年3月23日

- 2 取消届  
○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
矢 野 治	宮崎市議会議員	矢野おさむ後援会	矢 野 治	宮崎市田野町乙4402-3	平成23年3月10日
津 村 重 光	宮 崎 市 長	県 都 光 政 会	津 村 重 光	宮崎市船塚町3丁目82-1	平成23年3月22日

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第12条第 1 項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成20年分及び平成21年分の収支報告書について自由民主党高千穂町支部の会計責任者から訂正の報告があったので、同法第20条第 1 項の規定に基づき、平成20年分及び平成21年分の政治団体の収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(平成20年分)

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党高千穂町支部	H21. 5.11	777,158	391,950	385,208	280,518	496,640	123,000	130	0
-------------	--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	-----	---

0	0	0	0	0	224,800	37,408	0	0	0	0	280,518	0
---	---	---	---	---	---------	--------	---	---	---	---	---------	---

0	0	0	0	0	0	0	280,518	0
---	---	---	---	---	---	---	---------	---

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	149,400円
ア 前年繰越額	149,400円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	149,400円
ア 前年繰越額	149,400円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動及び指定取消の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

を、

自由民主党高千穂町支部	H21. 5. 11	654, 218	391, 950	262, 268	280, 518	373, 700	123, 000	130	0
0	0	0	0	0	101, 800	37, 468	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	280, 518	0	

に改める。

（平成21年分）

別冊 政党の部 1 総括表の表中

自由民主党高千穂町支部	H22. 3. 25	708, 146	496, 640	211, 506	335, 177	372, 969	106, 800	120	0
0	0	0	0	0	100, 000	4, 706	0	0	0
143, 987	0	0	0	0	0	0	335,177	0	

を、

自由民主党高千穂町支部	H22. 3. 25	708, 146	373, 700	334,446	335, 177	372, 969	106, 800	120	0
0	0	0	0	0	100, 000	127, 646	0	0	0
143, 987	0	0	0	0	0	0	335,177	0	

に改める。

## 雑 報

第 9 次宮崎県交通安全計画を平成23年 5 月18日に作成したので、交通安全対策基本法（昭和45年法律第 110号）第25条第 4 項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年 6 月 6 日

宮崎県交通安全対策会議  
会長 宮崎県知事 河 野 俊 嗣

まえがき

車社会化の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年 6 月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第 110号）が制定された。

これに基づき、46年度以降、8 次わたる交通安全計画を作成し、県、市町村、関係機関・団体等が一体となって交通安全対策を強力に実施してきた。

その結果、昭和47年に 171人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、平成22年中の死者数は51人にまで減少した。

これは、県、市町村、関係機関・団体のみならず県民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

しかしながら、未だに道路交通事故による死傷者数が 1 万人を超え、道路交通事故件数は依然として高い状態で推移しており、今や事故そのものを減少させることが求められている。

言うまでもなく、交通事故の防止は、県、市町村、関係機関・団体だけでなく、県民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第25条第 1 項の規定に基づき、平成23年度から27年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この交通安全計画に基づき、県の関係行政機関及び市町村においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

計画期間

平成23年度から27年度までの5年間

基本理念

人優先の交通安全思想を基本とし、交通社会を構成する三要素（人間・交通機関・交通環境）に対する各種施策の推進、情報通信技術（IT）の活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、究極的には交通事故のない社会を目指す。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない社会を目指す。
- 今後は、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。

第2節 道路交通の安全についての目標

平成27年までに年間の24時間死者数を39人以下にするるとともに、死傷者数を9,000人以下にする。

第3節 道路交通の安全についての対策

- ① 今後の道路交通安全対策を考える視点
  - ア 「高齢者」及び「子ども」の安全確保
  - イ 「歩行者」及び「自転車」の安全確保
  - ウ 「生活道路」及び「幹線道路」における安全確保
- ② 講じようとする施策
  - ア 道路交通環境の整備
  - イ 交通安全思想の普及徹底
  - ウ 安全運転の確保
  - エ 車両の安全性の確保
  - オ 道路交通秩序の維持
  - カ 救助・救急活動の充実
  - キ 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の充実
  - ク 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化等

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道事故のない社会を目指して

- 鉄道は、多くの県民が利用する生活に欠くことのできな

い交通手段である。

- 乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数減少を目指す。

第2節 鉄道交通の安全についての対策

- ① 今後の鉄道交通安全対策を考える視点
  - 重大な列車事故の未然防止及び利用者等の関係する事故を防止するため、効果的な対策を講ずるべく総合的な観点から施策を推進
- ② 講じようとする施策
  - ア 鉄道交通環境の整備
  - イ 鉄道交通の安全に関する知識の普及
  - ウ 鉄道の安全な運行の確保
  - エ 鉄道車両の安全性の確保
  - オ 救助・救急活動の充実
  - カ 被害者支援の推進
  - キ 鉄道事故等の原因究明と再発防止等

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故のない社会を目指して

- 踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。
- 踏切事故の発生を極力防止する。

第2節 踏切道における交通の安全についての対策

- ① 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点
  - それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進
- ② 講じようとする施策
  - ア 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
  - イ 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
  - ウ 踏切道の統廃合の促進
  - エ その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

正 誤

平成23年3月31日付け県公報（号外第37号）中

ページ	行	誤	正																																														
10	8	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">7 エックス線フィルム複写手数料</td> <td>半切</td> <td>1件につき</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>大切</td> <td>同</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>大四切</td> <td>同</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>四切</td> <td>同</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>六切</td> <td>同</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>C D-R</td> <td>同</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	700円	大切	同	580円	大四切	同	450円	四切	同	350円	六切	同	230円	C D-R	同	525円	[略]				<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">7 エックス線フィルム複写手数料</td> <td>半切</td> <td>1件につき</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>大切</td> <td>同</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>大四切</td> <td>同</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>四切</td> <td>同</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>六切</td> <td>同</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>C D-R</td> <td>同</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </table>	7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	700円	大切	同	580円	大四切	同	450円	四切	同	350円	六切	同	230円	C D-R	同	525円	[略]			
7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき		700円																																													
	大切	同		580円																																													
	大四切	同		450円																																													
	四切	同		350円																																													
	六切	同		230円																																													
	C D-R	同	525円																																														
[略]																																																	
7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	700円																																														
	大切	同	580円																																														
	大四切	同	450円																																														
	四切	同	350円																																														
	六切	同	230円																																														
	C D-R	同	525円																																														
[略]																																																	
10	8	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">7 エックス線フィルム複写手数料</td> <td>半切</td> <td>1件につき</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>大切</td> <td>同</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>大四切</td> <td>同</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>四切</td> <td>同</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>六切</td> <td>同</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>C D-R</td> <td>同</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>D V D-R</td> <td>同</td> <td>1,050円</td> </tr> </table>	7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	700円	大切	同	580円	大四切	同	450円	四切	同	350円	六切	同	230円	C D-R	同	525円	D V D-R	同	1,050円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">7 エックス線フィルム複写手数料</td> <td>半切</td> <td>1件につき</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>大切</td> <td>同</td> <td>580円</td> </tr> <tr> <td>大四切</td> <td>同</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>四切</td> <td>同</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>六切</td> <td>同</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>C D-R</td> <td>同</td> <td>525円</td> </tr> <tr> <td>D V D-R</td> <td>同</td> <td>1,050円</td> </tr> </table>	7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	700円	大切	同	580円	大四切	同	450円	四切	同	350円	六切	同	230円	C D-R	同	525円	D V D-R	同	1,050円		
7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき		700円																																													
	大切	同		580円																																													
	大四切	同		450円																																													
	四切	同		350円																																													
	六切	同		230円																																													
	C D-R	同		525円																																													
	D V D-R	同	1,050円																																														
7 エックス線フィルム複写手数料	半切	1件につき	700円																																														
	大切	同	580円																																														
	大四切	同	450円																																														
	四切	同	350円																																														
	六切	同	230円																																														
	C D-R	同	525円																																														
	D V D-R	同	1,050円																																														

平成23年4月7日付け県公報（第2274号）中



ページ	行	誤	正
2	11	船揚揚	船揚場

--	--